

3割負担 (社) 特別養護老人ホームなのりの杜 (ユニット型個室)

要介護状態別・所得段階による1ヶ月の標準的な利用者負担額の目安

要介護1

※令和3年8月現在

	基 本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能 訓練加算Ⅰ	科学的介護 推進体制加 算Ⅰ(月額)	日常生活 支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	食 費	居住費	およそ1日 の利用料	およそ30日 の利用料
第1段階												
第2段階												
第3段階①												
第3段階②												
第4段階	1956	36	36	120	138	54	所定 単位数 × 加算率 8.3%	所定 単位数 × 加算率 2.7%	1,445	3,000	6,909	207,396

要介護2

	基 本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能 訓練加算Ⅰ	科学的介護 推進体制加 算Ⅰ(月額)	日常生活 支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	食 費	居住費	およそ1日 の利用料	およそ30日 の利用料
第1段階												
第2段階												
第3段階①												
第3段階②												
第4段階	2160	36	36	120	138	54	所定 単位数 × 加算率 8.3%	所定 単位数 × 加算率 2.7%	1,445	3,000	7,136	214,189

要介護3

	基 本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能 訓練加算Ⅰ	科学的介護 推進体制加 算Ⅰ(月額)	日常生活 支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	食 費	居住費	およそ1日 の利用料	およそ30日 の利用料
第1段階												
第2段階												
第3段階①												
第3段階②												
第4段階	2379	36	36	120	138	54	所定 単位数 × 加算率 8.3%	所定 単位数 × 加算率 2.7%	1,445	3,000	7,379	221,482

要介護4

	基 本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能 訓練加算Ⅰ	科学的介護 推進体制加 算Ⅰ(月額)	日常生活 支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	食 費	居住費	およそ1日 の利用料	およそ30日 の利用料
第1段階												
第2段階												
第3段階①												
第3段階②												
第4段階	2586	36	36	120	138	54	所定 単位数 × 加算率 8.3%	所定 単位数 × 加算率 2.7%	1,445	3,000	7,609	228,375

要介護5

	基 本 サービス費	看護体制 加算Ⅰ・Ⅱ	個別機能 訓練加算Ⅰ	科学的介護 推進体制加 算Ⅰ(月額)	日常生活 支援加算	夜勤職員 配置加算Ⅱ	介護職員 処遇改善 加算Ⅰ	介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅰ	食 費	居住費	およそ1日 の利用料	およそ30日 の利用料
第1段階												
第2段階												
第3段階①												
第3段階②												
第4段階	2787	36	36	120	138	54	所定 単位数 × 加算率 8.3%	所定 単位数 × 加算率 2.7%	1,445	3,000	7,832	235,068

※令和3年9月末まで基本サービス費を月単位で合算した単位数に0.1%上乗せ。

【各種サービス利用にともなう料金】

※電化製品(テレビ、冷蔵庫、電気毛布など生活必需品以外) 1日1品 30円

※生活必需品電気製品(髭剃り、加湿器等) 無料

※レクリエーション、行事など費用のかかる場合は実費

※上記金額はあくまで目安です。今後、料金が変更になる場合がございます。

(杜) 特別養護老人ホーム なのりの杜 利用料金表

社会福祉法人みやぎ会
令和3年8月

1. 介護保険負担限度額・食費・居住費の費用

負担限度額認定区分		居住費	食費
第1段階	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎老齢福祉年金受給者 ◎生活保護受給者	820円/日	300円/日
第2段階	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	820円/日	390円/日
第3段階①	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎公的年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	1,310円/日	650円/日
第3段階②	◎世帯全員が市町村民税非課税者 ◎公的年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	1,310円/日	1,360円/日
第4段階	◎第1～3段階以外	3,000円/日	1,445円/日

2. ユニット型介護福祉施設サービス費(下記は1割負担の場合)

※介護保険のサービスを利用した場合、所得に応じてサービスにかかった費用の1割または2割のご負担をいただきます。(平成30年8月から現役並みの所得がある方は3割になります)

区分		要介護認定区分				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本サービス費		652円/日	720円/日	793円/日	862円/日	929円/日
加 算	基本的な加算		算定する場合がある加算			
	日常生活支援加算	46円/日	初期加算(注1)		30円/日	
	看護体制加算(Ⅰ)口	4円/日	入院・外泊加算(注2)		246円/日	
	看護体制加算(Ⅱ)口	8円/日	療養食加算(注3)		18円/日	
	夜勤職員配置加算(Ⅱ)口	18円/日	口腔衛生管理加算(注4)		90円/月	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	12円/日	看取り介護 加算(注5)	逝去日	1,280円/日	
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月		前日	680円/日	
				前々日	680円/日	
	介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×加算率8.3%		前4～30日	144円/日	
	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	所定単位数×加算率2.7%		前31～45日	72円/日	

(注1) 入居日から30日以内の期間に算定。30日を越える入院後の再入居も同様

(注2) 月6日を限度として算定。(病院または診療所への入院を要した場合及び居宅における外泊を認めた場合

(注3) 入居者の病状等に応じて、主治の医師より疾患治療の直接手段として発行された食事せんに基づき、厚生労働大臣が定める者等に示された療養食が提供された場合。

(注4) 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入居者に対し、口腔ケアを月2回以上おこなった場合。

(注5) 看取り介護を希望され、看取り介護計画書に基づき看取り介護が提供された場合。

3. その他

特別な食事の費用(入居者の希望によるもの)	実 費
理美容代	2,000円～/回
電気代(テレビ、ラジオ、電気毛布など生活必需品以外)	30円/1日1台
生活必需品電気製品(髭剃り、加湿器等)	無料
その他、次のような場合は実費相当額を徴収いたします。 入居者の希望により、①入場料や参加料が必要な行事・イベント等に参加された場合。 ②クラブ活動等で、材料費が必要になった場合。 ③個別に趣味・嗜好品を用意・提供し、それに費用を要した場合等。	